

今後3年間は減産しない方針を 理事会で決定

本会議は平成23年12月14日開催の第318回理事会において、平成24年度以降の生乳計画生産対策の基本的な考え方等について協議し、今後3年間にわたり減産しない方針を決定しました。

大幅な増産が見込めない状況が継続

平成23年度の生乳生産量は、東日本大震災や2年連続の猛暑の影響等により予想以上に回復が遅れ、9月以降は回復傾向に向かいつつあるものの、前年度実績をわずかに上回る水準に止まる見込みです。また、大震災や福島原子力発電所事故からの復旧・復興が進まないなか、地域によっては、今後とも厳しい条件の下での酪農経営を余儀なくされることが想定されます。さらに政府においては、T

今後3年間減産しない 生乳計画生産対策

PP交渉への参加に向けた協議が開始されており、今後、わが国酪農もいつそう厳しい国際競争に巻き込まれる可能性が高まっています。こうした将来への不安は、酪農家の経営意欲を減退させる重大な要因の一つとなっています。以上のような状況から、平成24年度の生乳生産は、大幅な増産が見込めるような経営環境ではありません。

生乳生産をめぐる情勢及び課題等を踏まえ、さらなる生乳生産基盤の脆弱化を招かないよう、生産者が意欲をもち計画的に生乳生産に取り組める環境を整備するため、平成24年度以降の生乳計画生産対策については、各地域の生乳生産基盤

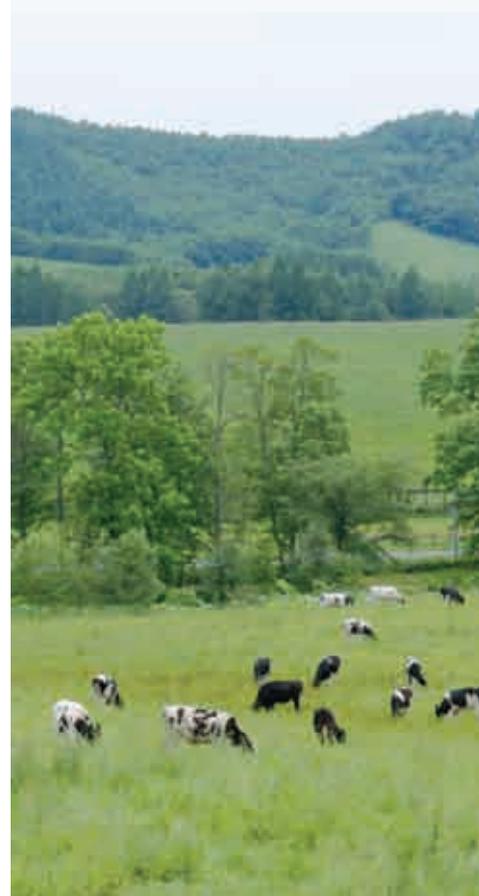
の実態に配慮するとともに、中期的な視点に立ち今後3年間は前年度実績以上の目標数量の配分を行う中期計画生産に転換します。これを基本に、初年度となる24年度については、以下のような販売基準数量、特別調整乳数量、選択的拡大生産数量の生産枠で構成する計画生産目標数量を設定します。

生産基盤の維持・拡大のため、生乳計画生産の基本枠となる各指定団体の「販売基準数量」は、前年度実績数量を基本に算定し、各指定団体に配分した販売基準数量の総量を全国の販売基準数量として設定します。なお、震災等の影響が大きかった地域の生乳生産基盤の復興・復旧を妨げないため、販売基準数量の算定に使用する平成23年度実績には、震災等により影響を受けた乳量を加算します。

中期的な観点から予測される生乳需要量(チーズ向け除く)を踏まえて供給目標数量を設定し、供給目標数量から販売基準数量を差し引いた数量を「特別調整乳数量」として設定します。特別調整乳をもつて、地域の実情に応じた生乳生産

基盤の強化や、当面のバター・脱脂粉乳など乳製品需給の混乱回避への対応を図ります。特別調整乳数量は、「特定乳製品向け取引への安定供給を実施すること」と、「生乳需給が緩和し販売不可能乳が発生するか、又は発生が見込まれるなどによって生乳流通に混乱が生じた場合、乳製品在庫が著しく増加し、25年度生乳計画生産対策に悪影響を与えることが見込まれる場合の過剰回避対策を実施すること」を前提に、希望する指定団体に配分します。

牛乳等向け生乳需要量が減少傾向にあるなかで、生乳生産基盤の維持・拡大を図るため、チーズ向け、輸出向け及び調製品との置き換えなど、既存需要に悪影響を与えない新規需要向けに販売する生乳数量について、引き続き「選択的拡大生産数量」として生産枠を設定します。選択的拡大生産数量については、新規需要向けに販売された生乳であることを確認するための数量確認等を行うとともに、安定した新規需要先の確保を図る観点から、指定団体からの計画に基づき配分します。



世界の酪農乳業情勢

21世紀になって、国際乳製品市場は、「新しい時代」を迎えました。乳製品の国際価格の推移をみると、15年ほど前までは低下傾向でしたが、その後は2009年を例外として上昇基調にあります。中国やインドなどで急増する乳製品の需要に、供給力の拡大が追いつかない状況が続く中で、天災や気候変動による需給の変化が価格に大きな影響を及ぼしています。私たちが、このことを実感したのは2007年に乳製品価格の大幅な上昇を経験したときでした。国内市場と国際市場との関係は確実に深まっています。そこで、国際酪農連盟の報告書（The World Dairy Situation 2011）により、世界の酪農乳業情勢を概観してみましょう。

南半球で順調に拡大する生乳生産

2010年における世界の全畜種の生乳生産量は721百万トンで、前年に引き続き増加（前年対比+1.8%）しました。ロシアの厳しい干ばつやパキスタンの洪水など劣悪な気象条件が生乳生産に悪影響を及ぼしましたが、高水準の乳価が生産量を押し上げる効果を発揮しました。

乳牛と水牛の生乳生産量は601百万トンと93百万トンで、増加率は過去10

年間の平均値（+2.2%）よりも低いものの、乳牛の増加率が+1.6%（過去10年間の平均増加率+2.1%）、水牛が同+3.1%（同+3.3%）でした。山羊と羊に由来する生乳の増加率も+0.2%と+0.4%と、わずかずつですが着実に増加しています。

2011年上半期の生乳生産量は、NZ（前年同期比+12%）、アルゼンチン（+16%）、ブラジル（+4.1%）、チリ（+12・6%）など南半球の国々で大きく増加しました。他方、EU（+2.2%）や米国（+1.6%）など北半球の国々では緩やかな増加を示しました。なお、日本（-4.4%）とロシア（-1.9%）での減少傾向は続いています。

輸出が牽引する乳製品生産

2010年は全ての乳製品で生産量の順調な増加がみられましたが、そのうち脱脂粉乳の増加は比較的少なくなりまし

た。2009年に積み上がった豊富な在庫がヨーロッパの脱脂粉乳の生産を抑制し、くわえて国際市場での全脂粉乳とチーズの旺盛な需要によって、他の地域でも脱脂粉乳の生産が抑制されました。

貿易の中心はバターから粉乳・チーズへ

2010年における乳製品の総貿易量は、世界の総生産量の7%強（生乳換算）を占めており、その比率は安定的に推移しています。乳製品の総貿易量は生乳換算で51・9百万トンに達し、前年比約9%増で、長期間の平均増加率3%を上回っています。2008年末から2009年上期に発生した世界的な経済混乱により縮小した乳製品の国際貿易は、2010年に急速に拡大しましたが、これは需要の順調な回復を物語っています（図2）。

この反動的回復の兆候は2009年後半にはすでに現れていましたが、国際貿易の拡大は米国の輸出量の急増とそれを上回る勢いのEUによるところが大きくなっています。米ドル安の進展による貿易条件の改善によって、米国は輸出量が減少傾向にあった豪州を抜いて、4年連続で順調な増加を続けるEU、変動の大きいNZに続く世界第3番目の乳製品輸出国となりました。乳製品貿易の活発化は、これら4大輸出国が世界の乳製品貿易量に占める割合を73%にまで高め、それら国々の優位な立場をより強固なものにしました。

2000年以降の乳製品貿易量は、増減を繰り返しながらも、平均すると年率3%で増加し、この増加率は年率2%の生産量増加率を上回っています。乳製品

しました。このような状況の中で、過去数年間にわたり、NZの全脂粉乳生産量は順調な増加を示しています。2008年9月に発生した粉ミルクのメラミン混入事件は、高度経済成長を背景に急成長した中国の乳業に大きな影響を及ぼし、2010年になって乳製品生産は回復に転じましたが、事件以前のように驚異的な増加はみられませんでした。

2010年における世界のナチュラルチーズ生産量は、2年間の低迷を脱却して前年対比+3.0%と急増し、20百万トン（うち18百万トンは乳牛由来）を超えたことが確実視されています。とくに、EUと米国での生産量は前年対比+3.4%、同+2.9%と大きく伸び、ヨーロッパと北米が世界のナチュラルチーズ生産量の70%以上を占めています。

2010年における世界のバターとパターオイルの生産量は、以前ほどではありませんが増加傾向（前年対比+1.1%）を維持し、約9百万トンに達しました。この増加に大きく貢献したのは、インドで生産されるギー（+6.3%）でした。その他の国、とくにEU（-1.3%）、米国（-0.4%）、ロシア（-10・9%）、NZ（-7.2%）の生産量は減少しました。

飲用乳の生産量は、中国やロシアなどを中心に、最近の数年間に比較して大きく増加（+2.5%）しました。

国・地域での格差が広がる飲用乳・乳製品消費

場価格は引き続き高水準で推移し、3月にはバターがトン当たり4・900米ドルを超えて高値記録を更新しました。4月と5月に価格低下が見られたものの、NZとEUの供給制限を背景に高い水準を維持しています。

2008年下期から2009年上期にかけて下落した生乳価格は、2010年に力強い回復をみせました。ヨーロッパの17の大手乳業が支払った平均乳価は、2009年に比べて100kg当たり4・08EUR、率にして15%上昇しました。その他の国でも急速な価格回復がみられ、NZではフォンテラの支払い乳価が22%、米国ではチーズ原料となるクラスIII生乳が27%上昇しました。2011年上期の生乳価格も引き続き高水準で推移しています。

世界の生乳生産見通し

FAO（国連食糧・農業機関）とFAPRI（米国食糧・農業政策研究所）の短期見通しによると、2011年における世界の生乳生産は好調に推移します。中国、インド、アルゼンチン、ブラジルの生乳生産には持続的な拡大がみられ、EU、米国、メキシコではわずかに増加します。日本、ロシア、ウクライナでは減少しますが、オセアニアではわずかに増加します。FAO・OECDとFAPRIの長期見通しでは、世界の総生乳生産量は今後年率1.8〜1.9%で増加する見込みです。

世界の人口一人当たり生乳消費量は、この10年間に94・9kgから104・7kg（+9・8kg（10%）増加しました。この間、2009年にわずかな減少を示したものの、2010年には再び増加に転じました。人口一人当たりの生乳消費量が多い地域はEUの34.7kg（輸出・輸入量を考慮、以下同じ）、オセアニアの27.3kg、北米の26.9kgで、少ない地域はアフリカの44kg、アジアの67kgとなっており、地域間での格差が著しくなりました。

しかし、2010年における最大の生乳消費地域は人口の多いアジアで、世界の総消費量の39%を占めており、続いてヨーロッパが29%、北アメリカが13%となっっています。生乳消費量の急速な増加は南アメリカ（前年対比+7%）とアジア（同+6%）でみられ、とくにブラジルとアルゼンチンでの増加が顕著です。一方、減少している地域はオセアニア（同-7%）とヨーロッパ（同-1%）です。この生乳消費を製品ベースでみると、北欧の国々では飲用乳の消費量が多くなっています。なかでもエストニア、アイスランド、フィンランド、アイスランド、英国では、飲用乳の国民一人当たり消費量が100kgを超えています。エストニア（137kg）、アイスランド（135kg）、フィンランド（127kg）の国民一人当たり消費量は、EU全体の平均消費量（65kg）のほぼ倍以上です。他の地域で100kgを越えている国は豪州だけであり、日本は33kgにすぎません（図1）。

図1 2010年における飲用乳の国民一人当たり消費量 (kg/年)

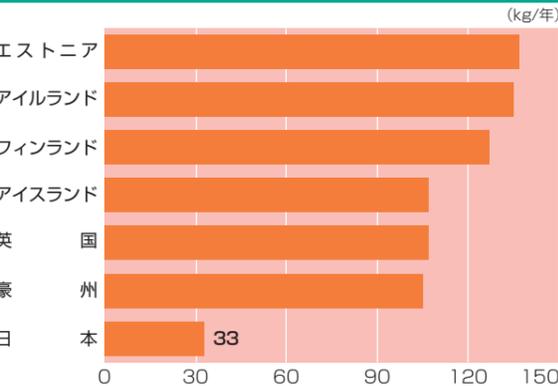
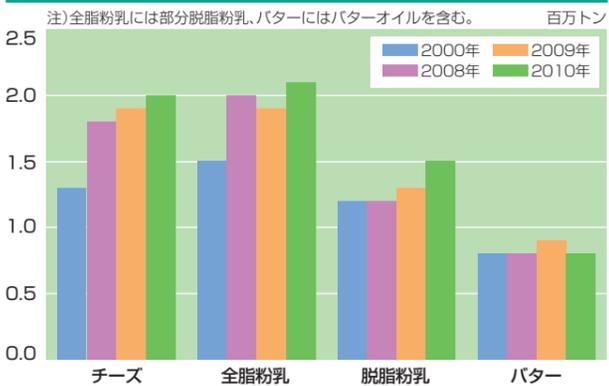


図2 世界の乳製品貿易量の推移 (百万トン)



平成24年度酪農経営 安定対策の概要

昨年12月24日に平成24年度一般会計予算案が閣議決定されたのをうけ、農林水産省牛乳乳製品課は同月26日、牛乳乳製品関係事業の概要を発表しました。加工原料乳生産者補給金やチーズ事業などの酪農経営安定対策では前年並みの予算を確保し、チーズ事業に新メニューとして「生産者需給調整機能強化対策」を組み込みました。

酪農経営安定対策に 前年度並み予算を確保

牛乳乳製品関係の主な酪農経営安定対策事業は、加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付（加工原料乳生産者補給金、所要額221億3500万円）、チーズ向け生乳を対象とする助成金等の交付（チーズ向け生乳供給安定化対策事業、87億6700万円）、加工原料乳の価格が低落した場合の補てんへの助成（加工原料乳等生産者経営安定対策事業、基金規模60億円）の3点で、対象乳量の大規模な未達で予算縮減が懸念されたチーズ事業を始め、ほぼ概算要求通りに決定されました。このうち、加工原料乳生産者補給金は概算の所要額で、予算上は平成23

年度の補給金単価と限度数量から算出されており、24年度の補給金単価と限度数量も例年同様、2～3月に「食料・農業・農村政策審議会畜産部会」を開催して決定されます。

そのほか、生乳需給の安定を図るため、中長期的な予測モデルを作成する活動を支援する「新たな生乳需給安定化手法の開発」事業、国際乳製品規格にわが国の意見を反映させるための活動を支援する「乳製品国際規格策定活動支援」事業が措置されました。（表）

チーズ事業に新たな 生乳需給調整対策を導入

チーズ向け生乳供給安定化対策事業では、チーズ向け生乳を対象にチーズ生産と酪農経営の安定が図られるよう助成金を交付します。これに加え、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定団体自らが乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期に乳製品需要を創出する取組を支援するため、製造費の2分の1（生乳ペー

スで最大6万トン）を補助する「生産者需給調整機能強化対策」を新設しました。

従来から、加工原料乳向けとチーズ向けは生乳需給調整のための基幹的用途で、両用途に仕向けられる生乳に一体的対策を講じることは、指定団体が取り組む生乳需給調整対策を補完するものであると期待されています。したがって、同対策はチーズ向け生乳供給安定化対策事業の予算内で行うもので、生乳の需給状況に応じて、チーズ向け生乳の数量の一部を削ることによってバターなど乳製品を製造することも、チーズ向け生乳に全予算を使うことも可能となっています（図）。

加工原料乳等生産者経営安定対策事業では、加工原料乳向け生乳ばかりではなく、チーズ向け生乳の価格も基準価格を下回った場合、生産者に補てん金（低落分の8割）を交付するための積立金（80億円）の一部を助成します。

この事業の背景には、加工原料乳の生産地域における生乳の再生産の確保と全国酪農経営の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付することになっていますが、価格の低いチーズ向け生乳の仕向け量の増加に対応するための支援が必要であり、併せて、自由化品目であるチーズは国際競争にさらされており、国際市況の乱高下に対するセーフティネットとして加工原料乳とは別にチーズ向け生乳に対しても、取引価格が低下した場合の経営への影響を緩和するための補てん措置が必要であるという事情があります。

表 酪農経営安定対策事業の内容

（単位：百万円）

	平成24年度	平成23年度
加工原料乳生産者補給金[所要額]	22,135	22,135
チーズ向け生乳供給安定対策事業	8,767	8,768
加工原料乳等生産者経営安定対策事業[基金規模]	6,000	6,000
加工原料乳等生産者経営安定対策事業[推進事務費]	13	17
新たな生乳需給安定化手法の開発	12	18
乳製品国際規格策定活動支援	16	23

図 チーズ向け生乳供給安定対策事業

